

# 第3章 施策・事業の体系・取組み内容

## 第1節 施策・事業の体系化

4つの基本目標を踏まえ、施策の体系を以下のように設定します。

施策体系で設定された施策のうち、**新規施策**については、第3節において基本目標に向けた取組みにおいて、当該施策に係る新たな事業、事業計画等を記載いたします。

**拡充施策**については、第3節において基本目標に向けた取組みにおいて、拡充する事業及び事業計画等を記載いたします。既存事業については必要に応じて記載します。

**継続施策**については、施策体系の中で施策とともに当該施策に係る主な事業を記載します。

基本目標1：地域で暮らし続けられる基盤づくり	
(1) 地域における生活の拠点の構築	①【拡充】地域生活支援拠点の整備★ ②【継続】住まいの確保の支援 【主な事業】 ○居住支援協議会における相談支援・マッチング
(2) 地域共生社会の実現に向けた支援体制の構築	①【拡充】保健、医療、福祉、教育等の連携 【主な既存事業】 ○会議体を活用した連携強化（医療的ケア児） ○各種事業を通じた医療機関等との連携 ②【継続】高齢者や児童を対象とするサービスの一体的利用の推進 【主な事業】 ○事業所に対する共生型サービス等の制度周知 ○学童クラブ等の障がい児の受入れ実施 ③【継続】市民のボランティア団体等による地域貢献活動の推進 【主な事業】 ○手話通訳者等の派遣 ○民生委員等による障がい者支援施設等との交流・支援 ○こまえくぼ1234による体験学習の実施
基本目標2：総合的で切れ目のない生活支援システムづくり	
(1) 地域における相談支援の充実	①【拡充】切れ目のない相談支援・相談窓口の充実★ 【主な既存事業】 ○障害者差別解消法・手話理解に関する職員研修実施 ○市内外の各種相談窓口の整理と周知
(2) 地域における障がい福祉サービスの充実	①【拡充】相談支援サービスの充実 ②【継続】障がい福祉サービスの拡充支援 【主な事業】 ○自立生活援助・就労定着支援制度の周知 ○市外の事業者との連携 ③【拡充】障がい福祉サービスの質の確保・向上 【主な既存事業】 ○障がい福祉サービス事業者への指導検査 ○第三者評価受審費補助

**基本目標2：総合的で切れ目のない生活支援システムづくり（続き）**

(3) 切れ目のない障がい児（者）支援の実施

- ①【継続】児童発達支援の充実  
【主な事業】  
○児童発達支援センターの機能充実  
○重症心身障がい児の日中活動の場の確保  
○重度心身障がい児（者）等通所事業及び在宅レスパイト事業の利用促進
- ②【拡充】ライフステージに応じた切れ目のない支援の実施  
【主な既存事業】  
○心理相談の実施 ○他機関への情報提供  
○児童発達支援センターと関係機関との連携強化
- ③【継続】放課後等デイサービスの充実  
【主な事業】  
○学童クラブ等での障がい児の受入れの実施  
○児童発達支援センター等との連携強化
- ④【拡充】医療的ケアを必要とする障がい児支援のための保健、医療、福祉、教育等の連携体制の構築★  
【主な既存事業】  
○会議体を活用した連携強化（医療的ケア児）  
○各種事業を通じた医療機関等との連携  
○重症心身障がい児の日中活動の場の確保  
○重度心身障がい児（者）等通所事業及び在宅レスパイト事業※の利用促進

※医療的ケアを受けている重い障がいのある子ども（成人した方も含む。）を自宅で介護するご家族が、ひとときの休息を取れるよう、訪問看護師がサポートする事業をいう。

**基本目標3：自立と社会参加を進めるシステムづくり**

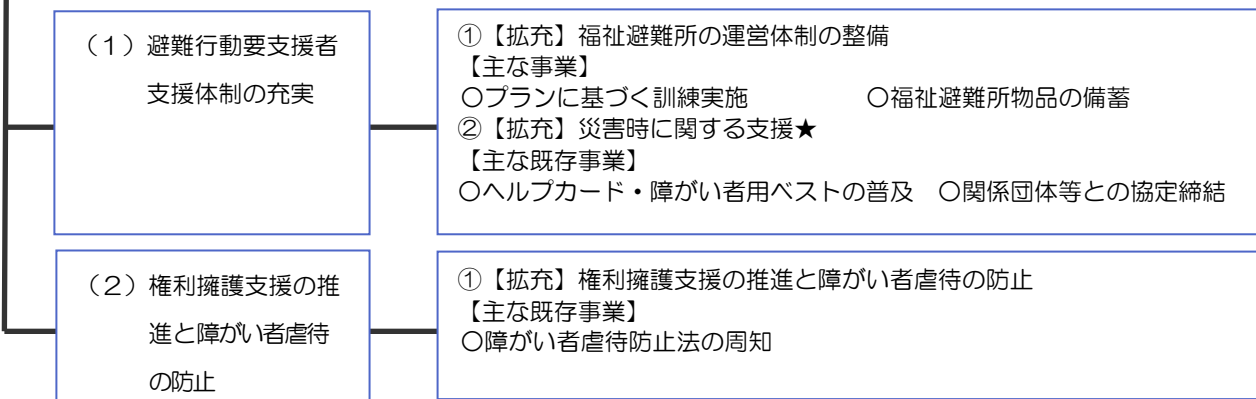
(1) 就労に向けた支援の実施

- ①【継続】公的機関・民間企業における障がい者就労機会の確保  
【主な事業】  
○地域開拓促進コーディネーターによる企業の訪問  
○特別支援学級との連携強化  
○市役所の障がい者雇用の拡充
- ②【継続】福祉的就労の機会の確保  
【主な事業】  
○障がい者日中活動系サービス推進事業補助の実施  
○障がい福祉サービス事業所の受注促進

(2) 障がい者の社会参加・障がいへの理解の促進と差別解消

- ①【継続】障がいへの理解促進と差別解消  
【主な事業】  
○障がい者週間イベントの実施  
○小中学校や保育園における福祉教育の実施  
○市の相談体制の推進  
○市職員を対象とした研修実施  
○障害者差別解消法の周知  
○バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進  
○障がい者の投票支援
- ②【拡充】当事者が交流する場・余暇等の活動場所の提供★  
【主な既存事業】  
○「障がい者週間」イベントの実施  
○障がい者スポーツ普及啓発及び用具貸出し  
○ボランティアイベントの周知 ○世代間交流の機会の創出  
○障がい児の通学にかかる支援

## 基本目標4：安心して安全に暮らせるまちづくり



## 第2節 重点施策

施策体系のうち、★印の付いたものは、重点施策として設定し、取組みを強化します。関連計画との連携を図り、幅広い視点から総合的な取組みを進めます。

## 第3節 基本目標に向けた取組み

### 基本目標1：地域で暮らし続けられる基盤づくり

#### (1) 地域における生活の拠点の構築

現状
○ 障がいのある方等調査（18歳以上）では、利用したいのに不足を感じるサービスは、「共同生活援助（グループホーム）」が15.1%で最も多く、次いで、「短期入所（ショートステイ）」は11.3%となっており、住まい（共同生活援助（グループホーム）、短期入所（ショートステイ）及び施設入所支援）のニーズが高くなっています。
課題
○ 地域生活支援拠点の整備に向けて、引き続き取組みを進める必要があります。 ○ 障がいのある人が、地域の中で安心して借家等に居住できる仕組みの充実が必要です。

#### 重点施策

#### ① 【拡充】地域生活支援拠点の整備

事業	a 地域生活支援拠点の整備を行います。	第4章 関連項目 ・第1節3（P230）
将来像 <sup>30</sup>	○地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。	
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
地域生活支援拠点の整備等の検討及び調整	継続	地域生活支援拠点の整備
地域生活支援拠点の整備等による緊急ショートステイ <sup>31</sup> の設置の検討	継続	検討結果の反映
地域生活支援拠点の整備等による日中一時支援の検討	継続	検討結果の反映

#### ② 【継続】住まいの確保の支援

<sup>30</sup> 将来像は、第2章第3節の生活領域ごとの将来像を実現する令和5（2023）年度を想定している。

<sup>31</sup> 在宅の障がい者（児）が介護者や家族の病気、出産、冠婚葬祭、事故などで介助を受けられなくなったときや、障がい者（児）本人や介助者が休養を必要とするときに、施設で一時的に保護することをいう。

## (2) 地域共生社会の実現に向けた支援体制の構築

現状
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 65歳以上の身体障害者手帳所持者数は1,384人、手帳所持者の70.3%となっており、障がい者が高齢化し、課題が複合化・複雑化しています。</li> <li>○ 障がいのある方等調査（18歳以上）では、近所付き合いについて、「つきあいがほとんどない」が26.6%、現在取り組んでいる地域活動について、「取り組んでいる活動はない」が69.8%となっており、日頃から地域との関わりの少ない障がい者が多くいます。</li> <li>○ 共生型サービスを提供する事業所は市内1箇所のみです。</li> <li>○ 医療的ケアを必要とする障がい児について、放課後等デイサービス等への受入れが進んでいません。</li> </ul>
課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障がいのある人もない人も互いに尊重し、ともに支え合いながら、自分らしく活躍できるよう支援していく必要があります。</li> <li>○ 地域における担い手の確保が課題となっています。</li> <li>○ 緊急時に速やかに相談することができ、住まいや居場所等の支援を行うことができる体制の整備が必要です。</li> <li>○ 各種団体や住民団体等と連携を図ることで、障がい者の活動支援を行うなど、支援を必要とする方を地域で支える体制を構築する必要があります。</li> <li>○ 市内で共生型サービスを提供する事業所の利用が進まないとともに、新たに共生型サービスを提供する事業所の整備が進んでいません。</li> <li>○ 医療的ケアを必要とする障がい児支援に関しては、関連機関との連携が進んでいないため、児童発達支援センター等との連携が必要です。</li> <li>○ 医療的ケアを必要とする障がい児の受入れに当たっては、事業所側では設備、人材面等からの慎重な検討が必要となっています。</li> </ul>

### ① 【拡充】保健、医療、福祉、教育等の連携

事業	<p><b>a 医療的ケアを必要とする障がい児や発達障がい者を支援し、精神障がい者の地域移行を進めるため、関係部署や地域の関係機関同士で情報を共有し、連携を図るための会議体を設置します。</b></p>	<p><b>第4章 関連項目</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1節7（4）（P233）</li> <li>・第4節4（P259）</li> </ul>
将来像	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生涯にわたって健康的に生活でき、適切な医療的ケアを受けることができる。</li> <li>○発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。</li> <li>○地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。</li> </ul>	
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
医療的ケア児コーディネーターの周知	医療的ケア児コーディネーターによる地域課題の抽出、分析	継続
精神障がい者の地域移行を進めるための実態把握と課題抽出及び解決策の検討	継続	継続
関係部署や地域の関係機関同士で情報を共有し、連携を図るための会議体の設置（発達障がい者・精神障がい者）	継続	継続

### ② 【継続】高齢者や児童を対象とするサービスの一体的利用の推進

### ③ 【継続】市民のボランティア団体等による地域貢献活動の推進

## 基本目標2：総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

### (1) 地域における相談支援の充実

現状
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 包括的な相談体制の整備を見据え、複雑化・複合化した課題に対して関係機関と連携を図ることのできる相談窓口について検討する必要があります。</li> <li>○ 障がい者の高齢化や重度化・重複化に加え、家族等の支援が必要な場合等、相談に対するニーズが高まっています。</li> <li>○ 令和2（2020）年3月末時点の計画相談支援の支給決定割合は障害者総合支援法分の達成率が98.4%、相談支援事業者に代わり利用者や家族等が作成するセルフプラン率が6.6%、児童福祉法分の達成率が100.0%、セルフプラン率が58.9%となっていますが、計画相談支援について知らないという意見も多くあります。</li> </ul>
課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 包括的な相談体制の整備を見据え、複雑化・複合化した課題に対して関係機関と連携を図ることのできる相談窓口について検討する必要があります。</li> <li>○ 現在、福祉分野内での複雑化・複合化した課題に対しては、福祉相談課で相談を受ける体制となっていますが、より連携体制の充実を図ることが必要です。</li> <li>○ 市役所だけでなく、児童や高齢分野の相談支援機関を含めた包括的な相談支援体制を構築する必要があります。</li> <li>○ 市民後見人について、周知を図るとともに、成年後見人等となった後のフォローアップに力を入れる必要があります。</li> <li>○ ライフステージに応じて、専門的な相談を受けることができる人材の育成が必要です。</li> </ul>

#### 重点施策

#### ① 【拡充】切れ目のない相談支援・相談窓口の充実

事業	a 複雑化・複合化した課題に対応できる総合相談支援体制を整備します。		
将来像	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いつでも、生活する上で必要な相談ができる。ライフステージに応じて、専門的な相談を継続的に受けることができる。</li> <li>○発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。</li> </ul>		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
基幹相談支援センター設置に向けた関係課の検討委員会の設置		障がい小委員会・地域自立支援協議会への 素案提示及び庁内調整	基幹相談支援センターの設置
障がい小委員会の答申を踏まえた素案の作成			
-		運営法人等の選定	
相談支援包括化推進員を配置し、包括的相談支援体制構築に向けて庁内各相談窓口や市内内外の関係機関との情報共有、連携を推進		継続	継続

事業	b 地域包括ケアシステムの全市的な展開のため、コミュニティソーシャルワーカーを配置して、地域へ効果的な支援を行います。		
将来像	○いつでも、生活する上で必要な相談ができる。ライフステージに応じて、専門的な相談を継続的に受けることができる。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
コミュニティソーシャルワーカーによる効果的な支援（あいとびあエリア）		継続	継続
コミュニティソーシャルワーカーによる効果的な支援（こまえ苑エリア）		継続	継続
-		コミュニティソーシャルワーカーの配置（こまえ正吉苑エリア）	コミュニティソーシャルワーカーによる効果的な支援（こまえ正吉苑エリア）

事業	c 地域自立支援協議会において、個別のケースから地域生活課題を抽出し、障がい小委員会にて課題解決のための施策を検討する体制を構築します。		
将来像	○いつでも、生活する上で必要な相談ができる。ライフステージに応じて、専門的な相談を継続的に受けることができる。 ○発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
検討体制に基づく地域課題の抽出と施策の検討		地域課題の抽出と対応策等の検討	障がい者計画の改定に向けた意見具申について自立支援協議会で議論

## (2) 地域における障がい福祉サービスの充実

現状
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談支援サービスのニーズが高くなっている反面、ヒアリング調査結果によれば、計画相談支援事業は事業者にとって採算が厳しく、事業の拡張は困難との指摘があります。</li> <li>○ サービス事業所間での連携体制は構築されています。</li> <li>○ 市内の障がい福祉サービス等事業所では提供されていない種類の障がい福祉サービスがあります。</li> <li>○ 市内の障がい福祉サービス等事業所のサービスの提供体制は十分とはいえません。</li> </ul>
課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設や病院に長期入所等している障がいのある人が、地域への移行を円滑に進めるため、住宅の確保や各種サービスの導入支援などを行える体制を充実させることが必要です。</li> <li>○ 障がい福祉サービス等事業所の参入しやすい環境づくり、ヘルパーをはじめとする支援者を育成することが必要です。</li> </ul>

① 【拡充】相談支援サービスの充実

事業	a 障がい福祉サービス等事業者連絡会等において、関係機関との情報共有及び情報提供を進めます。		
将来像	○地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
障がい福祉サービス等事業者連絡会等における情報共有・情報提供		継続	継続

事業	b 地域移行支援・地域定着支援の充実を図ります。	第4章 関連項目 ・第1節2（2）（P229） ・第2節4（2）（P245） ・第2節4（3）（P246） ・第2節6（P247）	
将来像	○地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
病院等の退院（所）前のカンファレンス参加等による障がい者本人の希望に沿った地域移行支援の推進		継続	継続
指定一般相談支援事業者と市ケースワーカー等の連携による地域定着支援の推進		継続	継続

② 【継続】障がい福祉サービスの拡充支援

③ 【拡充】障がい福祉サービスの質の確保・向上

事業	a 計画相談支援事業の充実を図ります。		
将来像	○いつでも、生活する上で必要な相談ができる。ライフステージに応じて、専門的な相談を継続的に受けることができる。 ○地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
自立支援協議会等において、相談支援の課題把握と充実に向けた検討		継続	継続
児童発達支援センター内の障がい児相談支援事業の実施		継続	継続



### (3) 切れ目のない障がい児(者)支援の実施

現状
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童発達支援や放課後等デイサービス等の充実が望まれています。(周囲の理解と支援が必要な方、障がいのある方等(18歳未満)では、今後利用してみたい(継続したい)障がい児福祉サービスについて、「児童発達支援」が38.0%、「放課後等デイサービス」が36.4%となっています。)</li> <li>○ 市内2校の小学校及び1校の中学校で知的障がい者固定学級を、全校の小・中学校で特別支援教室を、1校の小学校で自閉症・情緒障がい固定学級を実施又は設置しています。</li> <li>○ 重度心身障がい児(者)が利用できる施設がありません。</li> </ul>
課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障がい児それぞれの状況や教育のニーズに対応した指導や支援の実施及び充実を進める必要があります。</li> <li>○ 特別支援教育の体制充実を図る必要があります。</li> <li>○ 医療的ケアを必要とする方の保健、医療、福祉、教育等の連携体制の拡充が必要です。</li> </ul>

#### ① 【継続】児童発達支援の充実

#### ② 【拡充】ライフステージに応じた切れ目のない支援の実施

事業	<b>a 狛江第三中学校に自閉症・情緒障がい固定学級を開設します。</b>		
将来像	○発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
狛江第三中学校での自閉症・情緒障がい固定学級の開設	開設	開設	継続

#### ③ 【継続】放課後等デイサービスの充実

##### 重点施策

#### ④ 【拡充】医療的ケアを必要とする障がい児支援のための保健、医療、福祉、教育等の連携体制の構築

事業	<b>a 【一部再掲】医療的ケアを必要とする障がい児を支援し、精神障がい者の地域移行を進めるため、関係部署や地域の関係機関同士で情報を共有し、連携を図るための会議体を設置します。</b>		第4章 関連項目
将来像	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生涯にわたって健康的に生活でき、適切な医療的ケアを受けることができる。</li> <li>○発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。</li> <li>○地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。</li> </ul>		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
医療的ケア児コーディネーターの周知	医療的ケア児コーディネーターによる地域課題の抽出、分析		継続

## 基本目標3：自立と社会参加を進めるシステムづくり

### (1) 就労に向けた支援の実施

- ① 【継続】 公的機関・民間企業における障がい者就労機会の確保
- ② 【継続】 福祉的就労の機会の確保

### (2) 障がい者の社会参加・障がいへの理解の促進と差別解消

現状
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者差別解消法について、市民一般調査では「知らない」は56.3%、障がいのある方等調査（18歳未満）では「知らない」は72.9%、障がいのある方等調査（18歳以上）では「知らない」は71.7%となっています。</li> <li>○ 障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをしたりしたことがあるのは、障がいのある方等調査（18歳以上）では48.3%、障がいのある方等調査（18歳未満）では45.7%となっています。</li> <li>○ 家族以外で障がいのある人との関わりについては、市民一般調査では「ない」が77.1%、子ども向け市民調査では「ない」が78.5%となっています。また、関わりの「ない」子どもに障がいのある人と今後関わってみたいか尋ねたところ、「わからない」が58.6%で最も多くなっています。</li> <li>○ 市民一般調査で障がいのある人との交流や支援に必要なことについて尋ねたところ、「正しい知識の普及」が62.1%で最も多くなっています。</li> <li>○ 子ども向け市民調査で障がいのある人が地域や社会により積極的に参加するために、特に大切なことについて尋ねたところ、「障がいのある人や、障がいのことを市民がよく理解すること」が78.1%で最も多く、次いで、「地域や学校で福祉の教育をすること」が48.5%となっています。</li> <li>○ 障がいのある人もない人も交流できる場は、市内に数箇所設置されていますが、こまえ苑エリアにはそのような場は設置されていません。</li> <li>○ 多世代・多機能型交流拠点の場づくり及び仕組みづくりが十分とはいえません。（市内数箇所が多世代・多機能型交流拠点が開設され、運営しておりますが、全ての市民の身近な場所にこのような場は設置されてはいません。）</li> </ul>
課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者差別解消法についての普及啓発等が課題となっています。</li> <li>○ 障害を理由とする差別の解消等福祉に関する市民一人ひとりの理解を促進させるため、引き続き、市民との交流等による地域での普及啓発等を進める必要があります。</li> <li>○ 福祉に関する市民一人ひとりの理解を促進させるため、子どものころからの地域・学校での福祉教育等を進める必要があります。</li> <li>○ 全ての障がいのある人の身近な地域に障がいのある人もない人も交流できる場が設置されるよう、まずはこまえ苑エリアで多世代・多機能型交流拠点を設置し、運営する必要があります。また、その他の社会資源についても他の2つの日常生活圏域と比較すると少ないことも課題です。</li> <li>○ 日頃から障がいのある人と地域住民や地域活動団体とが交流する機会を増やすことが課題です。</li> </ul>

- ① 【継続】 障がいへの理解促進と差別解消

## 重点施策

## ② 【拡充】当事者が交流する場・余暇等の活動場所の提供

事業	a 障がい者支援施設の地域交流を推進する等、障がいのある人もない人も交流できる機会を創出します。		
将来像	○障がいがあることを理由に差別されることなく、合理的配慮が提供されることにより、社会に参加することができる。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
	こまえ苑エリアにおける障がいのある人もない人も交流できる場（多世代・多機能型交流拠点）の設置に向けた検討	こまえ苑エリアにおける障がいのある人もない人も交流できる場（多世代・多機能型交流拠点）の設置・運営	こまえ苑エリアにおける障がいのある人もない人も交流できる場（多世代・多機能型交流拠点）の運営
	その他の障がいのある人もない人も交流できる場（多世代・多機能型交流拠点）の設置・運営の支援	継続	継続
	視覚障がい者の読書環境整備の推進・周知	継続	継続

## 基本目標4：安心で安全に暮らせるまちづくり

### (1) 避難行動要支援者支援体制の充実

現状
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障がいのある方調査（18歳以上）では、緊急時の避難について「1人で判断し、避難できる」が43.7%で最も多く、次いで、「1人では判断できないし、避難もできない」が37.4%となっています。</li> <li>○ 日頃から地域の様々な人を交えた災害対策を進めていく必要があります。（避難所で配慮して欲しいことについて、障がいのある方等調査（18歳以上）では「高齢者、障がい者、妊産婦等、体調が変化しやすい人への配慮・支援」、「間仕切りの設置などのプライバシーの確保」への意見が多くなっています。）</li> <li>○ 近年、台風やゲリラ豪雨による風水害が全国各地で発生しています。令和元年東日本台風では粕江市内でも被害が発生し、様々な課題が浮き彫りになりました。</li> </ul>
課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急時の避難について、「1人では判断できず、避難する際に手助けを頼める人もいない」と回答した避難行動支援の必要性の高い方について精査し、災害時の支援体制を推進していく必要があります。</li> <li>○ 令和元年東日本台風における課題を踏まえ、高齢者が避難生活を終えて自宅に戻った際、避難前と同様の生活ができるよう、避難所の環境整備を進める必要があります。</li> </ul>

#### ① 【拡充】福祉避難所の運営体制の整備

事業	a 災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）の改正及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」等の改定を受けて、福祉避難所の確保、運営体制等について必要な見直しを行います。		
将来像	○地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
	福祉避難所の確保、運営体制等の見直し	継続	継続

### 重点施策

#### ② 【拡充】災害時に関する支援

事業	a 避難行動要支援者の支援体制の整備を進めます。		
将来像	○地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
地域見守り活動支援対象者の見直しの検討		地域見守り活動支援対象者の見直し	-
医師会、訪問看護事業所等の関係機関との粕江市地域見守り活動支援に係る対象者名簿の提供に関する協定締結の調整		医師会、訪問看護事業所等の関係機関との粕江市地域見守り活動支援に係る対象者名簿の提供に関する協定締結	継続

## (2) 権利擁護支援の推進と障がい者虐待の防止

現状
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障がいのある方調査（18歳以上）では、介助や医療にお金が必要になった場合のお金のやりくりに対する不安について「とてもある」が40.9%と最も多く、次いで「ある程度ある」が34.3%となっています。</li> <li>○ 障がいのある方調査（18歳以上）では、介助や支援を主にしている方の年齢は、「50歳代」が26.6%で最も多く、次いで、「70歳以上」が25.8%となっています。</li> <li>○ 市民意識調査で認知症や病気になって自分の意思を表明することが困難になった場合に備えて、自分の意思で表明する方法を考えているか尋ねたところ、障がい者（18歳以上）で73.4%が「考えていない」と回答しています。</li> <li>○ 成年後見制度利用促進について令和2（2020）年3月に共通計画を策定しました。</li> <li>○ 児童虐待相談件数は概ね増加傾向にあり、平成30（2018）年度は59件、高齢者虐待相談・通報受理件数は増加と減少を繰り返しており、平成30（2018）年度は24件、障がい者虐待相談・通報・届出受理件数は0件、DVに関する相談件数は増加と減少を繰り返しており、平成30（2018）年度は40件となっております。</li> </ul>
課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 成年後見制度等の活用の必要性が高まることから考えられるため、より一層成年後見制度を分かりやすく広報するとともに、それ以外の権利擁護支援のための手段についても広報するなど判断能力が十分でない方の権利擁護支援を推進していく必要があります。</li> <li>○ 共通計画を踏まえて、狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画を令和2（2020）年度中に策定し、本計画を踏まえて、令和3（2021）年度から権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する必要があります。</li> <li>○ 市民後見人について、周知を図るとともに、成年後見人等となった後のフォローアップにも力を入れる必要があります。</li> <li>○ 障がい者虐待防止に関する取組みを積極的に進めていく必要があります。</li> </ul>

### ① 【拡充】権利擁護支援の推進と障がい者虐待の防止

事業	<b>a 権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、運営します。</b>
第4編第1期狛江市成年後見制度利用促進事業計画 基本目標5（3）①a～d（P357～）参照	
事業	<b>b 中核機関を整備し、中核機関としての機能分担を明確化します。</b>
第4編第1期狛江市成年後見制度利用促進事業計画 基本目標5（1）（P354～）参照	
事業	<b>c 市民後見人を育成し、その活動を支援します。</b>
第4編第1期狛江市成年後見制度利用促進事業計画 基本目標3（3）（P341～）参照	
事業	<b>d 親族後見人等への支援を充実させます。</b>
第4編第1期狛江市成年後見制度利用促進事業計画 基本目標4（2）（P352～）参照	
事業	<b>e 相談の結果、権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人の相談後の生活の支援や支援の必要性の変化等について継続して見守る体制（モニタリング）を構築します。</b>
第4編第1期狛江市成年後見制度利用促進事業計画 基本目標2（1）⑤（P325）参照	